

## 人権擁護委員に委嘱状

4月1日（火）に人権擁護委員の委嘱状伝達式があり、小谷内正孝さん（5期目）、三津幸子さん（3期目）に法務大臣より再委嘱され、細川町長から委嘱状が手渡されました。任期は3年です。

### 人権擁護委員ってなに？

人権擁護委員は人権問題の相談や公平中立な立場で、町民の方々に、親身になって悩み事や相談に応じ、適切なアドバイスをしていただくとともに、子ども、老人、障害者など、弱者の人権や街頭啓発など様々な活動に積極的に参加しています。

また、広報しか情報パーク内の「相談」コーナーで毎月総合相談（無料、秘密厳守）を掲載していますので、お気軽にご相談ください。



委嘱された小谷内さん（奥）と三津さん（手前）

## 手話も使って説明会

4月9日（水）に志賀町文化ホールで役場職員が手話サークルのしゅわっちと桜貝のメンバー18人にケーブルテレビの加入説明会を開催しました。

メンバーには、ろうあ者の方もいて、手話通訳と要約筆記でケーブルテレビの概要や加入申込の仕方について説明しました。参加者からは「手話と要約筆記があったし、図を書いて説明してもらったのでとてもわかりやすかった」と感想を述べました。

しゅわっち代表の町出春美さんによると、「文字だけではろうあ者の方には伝わりきらないので、説明会を開催していただきました。みなさんは大変満足されているのでよかったです」と話しました。

情報推進課ではご要望に応じて、地区や団体を対象にケーブルテレビに関する説明会を随時開催いたしますので、お気軽にご連絡ください。

お問合せ先 ☎ 32-9261（情報推進課）  
☎ 32-9999（SCN 志賀町ケーブルテレビ）



手話と要約筆記を使い説明するメンバーのみなさん

## 新社会人歓迎の集い

毎年、志賀町と商工会が主催している新社会人歓迎会が、4月14日（月）に能登ロイヤルホテルで開催されました。

式では、志賀町商工会の南哲郎会長が「地域の発展と福祉の向上に貢献できる社会人になってください」とあいさつし、町内の18事業所に就職した53人に記念品を贈呈しました。

また、新社会人を代表して（株）北國銀行高浜支店の川辺浩士さんが「私たちのために盛大な式典を開いていただきありがとうございます」とお礼の言葉を述べました。

続いて、新社会人に「社会人の心構え」と題して（有）Office・Can Do 代表取締役の宮永満祐美さんが講演を行ないました。



新社会人を代表してお礼の言葉を述べる川辺浩士さん

# 裁判員制度をご存じですか！



## － 選ばれてから慌てないために －

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

当町にお住まいの方々も裁判員に選ばれる可能性がありますので、金沢地方・家庭裁判所、金沢地方検察庁及び金沢弁護士会の協力を得て、裁判員制度Q&Aを連載しています。

**Q** 裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？

**A** 裁判員は、裁判の公正さや信頼を守るため、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

**Q** 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

**A** 裁判員の名前や住所は公にされません。評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に

対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられます。なお、同制度の対象事件の場合でも、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようになく、例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

**Q** 裁判は時間がかかるのではないのですか？

**A** 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、約7割の事件は数日間で終わるのではないかと見込まれています。国民のみなさんの負担をできる

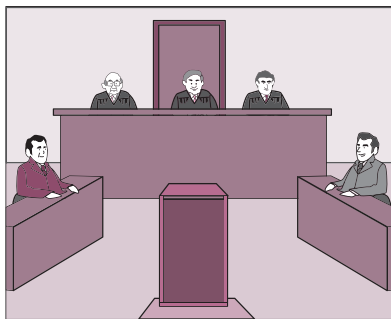
だけ軽くする運用に努めていきたいと思えます。

**Q** 裁判員には日当や交通費が支払われるのですか？

**A** 支払われます。日当の具体的な金額は以下のとおりです。  
裁判員及び補充裁判員…  
1日あたり10,000円以内  
裁判員候補者…  
1日あたり8,000円以内  
このほか、裁判所から家が遠いなどの理由で、宿泊しなければならぬ場合、宿泊費が支払われます。

**Q** 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいですか？

**A** 平成18年の裁判員制度の対象となる事件は、日本全国で3,111件でした。仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約330人から660人に1人が裁判員候補者として呼ばれることとなります。



皆さんのご家庭では

## 「住宅用火災警報器」の設置は済みましたか？



『平成20年5月31日』までに、すべての住宅に設置しなければなりません。

### ■住宅用火災警報器の奏功例

※県内でも複数の奏功例が報告されています。



### ※購入時の注意！

住宅用火災警報器はホームセンター等でも購入できますが、購入するときは日本消防検定協会の品質を保証する鑑定マーク（NSマーク）が付いているものを購入しましょう。



### ※悪質な訪問販売に注意！

消防職員が一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売することはありません。あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいますのでご注意ください。



問い合わせ先 志賀消防署 TEL: 32-1776 富来分署 TEL: 42-1211

### 国民年金係からのお知らせ

将来受け取る  
老齢基礎年金を  
満額に近づけるため

## 追納をおすすめします！

全額免除・一部納付 若年者納付猶予 学生納付特例

承認を受けている方へ

### ■追納は10年以内です

保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の適用を受けた人は、将来有利な年金を受けとることができるように、10年以内であれば希望により保険料を納めること（追納）ができます。

追納は、先に経過している月の分から順次行うことになっていますが、学生納付特例期間を追納するか、免除期間を追納するか、本人が選択します。

追納する保険料には一定額が加算されます。ただし追納する日が対象月の属する年度の翌々年度以内のときには加算されません。（例えば平成18年4月分を平成21年3月までに追納するときは加算されません）

### ■平成20年度に追納する保険料

平成21年3月末までに追納する場合の1月分の保険料額

年度	追納額				当時の保険料	
	全額免除・納付猶予等	4分の1納付 (4分の3免除)	半額納付 (半額免除)	4分の3納付 (4分の1免除)		
平成10年度の月分	16,590円	/	/	/	13,300円	
平成11年度の月分	15,950円				13,300円	
平成12年度の月分	15,320円				13,300円	
平成13年度の月分	14,740円				13,300円	
平成14年度の月分	14,180円				7,090円	13,300円
平成15年度の月分	13,970円				6,980円	13,300円
平成16年度の月分	13,770円				6,880円	13,300円
平成17年度の月分	13,810円				6,910円	13,580円
平成18年度の月分	13,860円	10,390円	6,930円	3,460円	13,860円	
平成19年度の月分	14,100円	10,570円	7,050円	3,520円	14,100円	

※追納された保険料は、社会保険料控除が受けられます。

### ■追納の方法

七尾社会保険事務所（0767-53-6511）または役場国民年金係（0767-32-9121）へお問い合わせください。